

平成29年10月

胎内市農業委員会

総会議事録

平成29年10月25日

決			裁	
会長	局長	係長	係	担当

## 胎内市 農業委員会 総会議事録

- 1 開催日時 平成29年10月25日(水)午後1時30分から午後2時16分
- 2 開催場所 胎内市庁舎 全員協議会室
- 3 出席委員 (24人)

会長	： 1番	： 花野 隆雄	会長代理	： 2番	： 南波 快和
委員	： 3番	： 榎本 太	委員	： 4番	： 西奈美 公平
委員	： 5番	： 水澤 正明	委員	： 6番	： 大沼 和雄
委員	： 7番	： 松村 智	委員	： 8番	： 増子 強
委員	： 9番	： 榎本 喜作	委員	： 10番	： 佐藤 陽子
委員	： 11番	： 白塚 幸二	委員	： 12番	： 川上 勝之
委員	： 13番	： 馬場 勝	委員	： 14番	： 森田 謙
委員	： 15番	： 緒形 文一	委員	： 16番	： 志村 政美
委員	： 17番	： 小熊 威	委員	： 18番	： 南波 雅子
委員	： 19番	： 小泉 六助	委員	： 20番	： 桐生 正男
委員	： 21番	： 忠 貞夫	委員	： 22番	： 佐藤 常男
委員	： 23番	： 羽田野 正明	委員	： 24番	： 田村 信秀
- 4 欠席委員 (0人)
- 5 議事日程
  - 第1 議事録署名委員の指名
  - 第2 諸般の報告
  - 第3
    - 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
    - 第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
    - 第3号議案 農地法の適用を受けない事実確認願いについて
    - 第4号議案 胎内市農用地利用集積計画について
    - 第5号議案 耕作放棄地の農地・非農地の判断について
    - 第6号議案 農用地等の交換分合計画について
- 6 農業委員会事務局職員  
事務局長：榎本富夫、参事：南波明、主事：飯沼健太
- 7 会議の概要

議長	<p>ただ今から、平成 29 年 10 月の胎内市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は 24 名であり、胎内市農業委員会会議規則第 6 条の規定により、会議は成立いたしました。</p> <p>それでは、日程第 1、議事録署名委員の指名でございますが、今回は、21 番忠貞夫委員、22 番佐藤常男委員のお二人にお願いいたします。</p> <p>次に日程第 2、諸般の報告をいたします。</p> <p>事務局報告願います。</p>
事務局	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>皆様のお手元にお配りしてございますのは、9 月の総会以降の行事等の内容でございます。</p> <p>9 月 29 日、胎内市褒賞審査委員会が市役所 301 会議室で開催され、会長が出席してございます。</p> <p>10 月 2 日、女性農業委員の会役員会が新潟市の県信連ビルで開催され、南波雅子委員が出席してございます。</p> <p>10 月 3 日、農業者年金加入推進特別研修会が新潟市の ANA クラウンプラザホテルで開催され、佐藤陽子委員、南波雅子委員が出席してございます。</p> <p>10 月 4 日、胎内市農業再生協議会幹事会が市役所 301 会議室で開催され、会長が出席してございます。</p> <p>10 月 11 日、12 日、市町村農業委員会会長研修会が、弥彦村の「みのや」で開催され、会長が出席してございます。</p> <p>10 月 13 日、古舘地区の農地あっせん審査会を市役所 2 階会議室で開催し、森田委員、南波代理、南波雅子委員に出席していただきました。</p> <p>10 月 16 日、第 19 回常設審議委員会が J A 新潟ビルで開催され、会長が出席してございます。</p> <p>10 月 18 日、10 月の事前審査会を市役所 2 階会議室で開催し、3 班の委員の皆様にご覧に案件を審査していただきました。</p> <p>10 月 19 日、20 日、北信越ブロック女性農業委員の会研修会が妙高市のホテル太閤で開催され、佐藤陽子委員、南波雅子委員が出席してございます。</p> <p>10 月 23 日、農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集を開始いたしました。</p> <p>以上、簡単ではありますが、諸般の報告を終わります。</p>
議長	<p>以上で諸般の報告を終わります。</p> <p>次に日程第 3、議事に入ります。</p> <p>第 1 号議案「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第 1 号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書 1 ページをお願いします。</p> <p>第 1 号議案は、譲受人からの要望による贈与であります。申請地につきましては、ほ場整備事業の換地処分の際に、購入代金を支払った譲受人の名義にしようとしたと</p>

	<p>ころ、従前地の所有者である譲渡人から名義を変えることができなかつたため、所有権登記の完了を待ち、この度、譲受人に贈与するものであります。</p> <p>以上、第1号議案につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第1号議案の事前審査結果について、11番白塚幸二事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
11番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>去る10月18日、市役所2階農業委員会会議室におきまして、3班委員5名及び事務局2名で事前審査会を開催いたしました。</p> <p>第1号議案は、譲受人からの要望による贈与であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では許可相当と判断いたしました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第1号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質疑を行います。</p> <p>ご質疑願います。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質疑がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第1号議案については、事前審査委員長報告のとおり許可することに、ご異議ございませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議・なしの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、第1号議案については、許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、第2号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第2号議案をご説明いたします。</p> <p>第2号議案は、共同住宅を建設するための転用であります。この案件は、西本町地内の第3種農地である田に共同住宅を建設するための転用で、親子間で使用貸借による権利を設定するものであります。また、施設の概要は、住宅2棟、駐輪場1か所と駐車場であります。</p> <p>以上、書類による不備はなく、転用面積・目的・転用時期・資金計画等、申請内容</p>

	<p>は転用許可条件を満たしております。</p> <p>次のページに案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第2号議案の事前審査結果について、11番白塚幸二事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
11番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第2号議案については、共同住宅を建設するための転用であります。現地を確認しましたが事前着工もなく、特に問題はないものとして、事前審査会では許可相当と判断いたしました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第2号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質疑を行います。</p> <p>ご質疑願います。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質疑がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第2号議案については、事前審査委員長報告のとおり、県農業会議に諮問せずに許可することにご異議ございませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議・なしの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、第2号議案は県農業会議に諮問せずに許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、第3号議案「農地法の適用を受けない事実確認願いについて」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第3号議案をご説明いたします。</p> <p>第3号議案は、長年耕作しておらず非農地化していると申し出があったものであります。</p> <p>この案件につきましては、富岡地内の登記地目が畑の農用地区域内の農地で、20年以上耕作しておらず原野化しているとして申し出があったものです。</p> <p>申し出を受けまして、事務局が現地調査を行った結果、原野化し農地に復元することは困難と判断し、「非農地」であるとして提案するものであります。</p> <p>次のページに案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

議長	<p>第3号議案の事前審査結果について、11番白塚幸二事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
11番	<p>それでは、ご報告いたします。  詳細につきましては事務局説明のとおりで、現地を確認しましたが、原野化し農地には復元できないものと認められ、事前審査会では承認相当と判断いたしました。  以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第3号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質疑を行います。ご質疑願います。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質疑がないようなので、これで質疑を終わります。  これより採決をいたします。  第3号議案については、事前審査委員長報告のとおり承認することに、ご異議ございませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議・なしの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。  よって、第3号議案については、承認することに決定いたしました。  次に、第4号議案「胎内市農用地利用集積計画について」を議題といたします。  第4号議案は所有権移転と利用権設定がありますので、初めに所有権移転について審議いたします。  なお、本案件は____に関する案件でありますので、審議終了まで退室させていただきます。  また、議事進行については____をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(____・退室)</p>
議長	<p>では、議長を交代します。  それでは、第4号議案の所有権移転を事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第4号議案の所有権移転をご説明いたします。  この案件は、古館地内の田につきまして、諸事情から譲渡人が早期の売買を希望し、現在借り受けている法人の、その代表である譲受人が譲り受けることとなったものでありまして、申出による所有権移転面積 11,905 m<sup>2</sup>を総額〇〇〇〇円、10a 当たり約〇〇〇〇円で売買するものであります。  譲受人はあっせん台帳に掲載されている農業者で、経営の拡大につながるものと期待できます。  以上、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたし</p>

	<p>ました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第4号議案の所有権移転のあっせん審査結果について、14番森田謙あっせん審査委員長から報告をお願いします。</p>
14番	<p>第4号議案の所有権移転についてご報告いたします。</p> <p>去る10月13日に農業委員会会議室において、あっせん委員と売り手、買い手、事務局にて、あっせん審査会を開催しました。</p> <p>売り手につきましては、負債整理のため一刻も早く申請地を売却したいとのことでした。</p> <p>買い手は認定農業者で耕作面積及び経営状況等も問題ありませんし、申請地を含め隣地を耕作しており効率的ですし、あっせん譲受け台帳にも登録されております。売買価格についてですが、もともと雑木林をほ場整備した農地であり、砂利が多く水はけが良すぎて収量も落ちるといふことで、低めの価格設定となっておりますが、売り手買い手それぞれ合意の価格であり、あっせん審査会では問題なく承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>続きまして、第4号議案の所有権移転の事前審査結果について、11番白塚幸二事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
11番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第4号議案の所有権移転につきましては、あっせん審査会が開催されておりますし、内容も特に問題はなく、事前審査会では承認相当であると判断いたしました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第4号議案の所有権移転について、事務局及びあっせん審査委員長並びに事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、質疑を行います。ご質疑願います。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>ご質疑ないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。第4号議案の所有権移転については、事前審査委員長報告のとおり承認することに、ご異議ございませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議・なしの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、ここで___に、入室していただきます。</p>

	( _____ ・入室)
議長	<p>第4号議案の所有権移転については、承認することに決定いたしました。 それでは、ここで議長を交代させていただきます。</p>
	(議長交代)
議長	<p>議長を交代します。 次に、第4号議案の利用権設定を議題といたします。 第4号議案の利用権設定は、本総会出席委員に関係する案件がありますので、分けて審議いたします。 初めに第4号議案の利用権設定の1番から21番を審議いたします。 事務局説明願います</p>
事務局	<p>第4号議案の利用権設定の1番から21番は、中間管理事業により賃借権を新規に設定するものが16件、使用貸借による権利を新規に設定するものが1件、賃借権を新規に設定するものが2件、再設定するものが2件であります。 それでは、議案書3ページをお願いします。 1番から4番は、中間管理事業により10年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は20,000円又は21,000円とするものであります。 議案書4ページをお願いします。 5番から11番は、中間管理事業により、10年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は10,000円から25,000円とするものであります。 議案書5ページをお願いします。 12番から16番は、中間管理事業により、10年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は16,000円から26,000円とするものであります。 17番は、中間管理事業により、10年間の使用貸借による権利を新規に設定するものであります。 18番は、労力不足を理由として、認定農業者に10年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料はコシヒカリ80kgとするものであります。 議案書6ページをお願いします。 19番は労力不足を理由として認定農業者に5年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料はコシヒカリ120kgとするものであります。 20番と21番は、労力不足を理由として認定農業者に3年間又は5年間の賃借権を再設定するもので、10a当たりの賃貸料はコシヒカリ20kg又は90kgとするものであります。 以上、いずれの案件も、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。 以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第4号議案の利用権設定の1番から21番の事前審査結果について、11番白塚幸二事前審査委員長から報告をお願いします。</p>



11 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第 4 号議案の利用権設定の 1 番から 21 番は、中間管理事業により賃借権を新規に設定するものが 16 件、使用貸借による権利を新規に設定するものが 1 件、賃借権を新規に設定するものが 2 件、再設定するものが 2 件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりで、事前審査会ではいずれの案件も承認相当と判断いたしました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 4 号議案の利用権設定の 1 番から 21 番について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質疑を行います。ご質疑願います。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質疑がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。第 4 号議案の利用権設定の 1 番から 21 番については、事前審査委員長報告のとおり承認することに、ご異議ございませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議・なしの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、第 4 号議案の利用権設定の 1 番から 21 番については、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第 4 号議案の利用権設定の 22 番と 23 番を審議いたします。</p> <p>なお、____番____委員は、農業委員会法第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件終了までの間、退室をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(議事参与委員・退室)</p>
議長	<p>それでは、事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第 4 号議案の利用権設定の 22 番と 23 番をご説明いたします。</p> <p>22 番と 23 番は、労力不足を理由として認定農業者に 5 年間の賃借権を再設定するもので、10a 当たりの賃借料は、いずれもコシヒカリ 60kg とするものであります。</p> <p>本案件につきましても、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第 4 号議案の利用権設定の 22 番と 23 番の事前審査結果について、11 番白塚幸二事前審査委員長から審査結果の報告をお願いします。</p>

11 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第 4 号議案の利用権設定の 22 番と 23 番は、賃借権の再設定であります。詳細につきましては、事務局説明のとおりであり、事前審査会では承認相当と判断しました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 4 号議案の利用権設定の 22 番と 23 番について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、質疑を行います。</p> <p>ご質疑願います。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質疑がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 4 号議案の利用権設定の 22 番と 23 番については、事前審査委員長報告のとおり承認することに、ご異議ございませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議・なしの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それではここで、議事参与により退室した委員に、入室していただきます。</p> <p style="text-align: center;">(議事参与委員・入室)</p>
議長	<p>第 4 号議案の利用権設定の 22 番と 23 番については、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第 5 号議案「耕作放棄地の農地・非農地の判断について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第 5 号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書 7 ページをお願いします。</p> <p>1 番から 9 番までの案件につきましては、これまでにご審議いただいた各地域における耕作放棄地と同様に、農地利用状況調査により、再生困難な農地、いわゆる B 分類と判定されたものであります。</p> <p>これらは、下館及び中村浜地内の耕作放棄地であり、合計で 20 筆およそ 1.4ha であります。そのほとんどが山林又は原野化しており、周辺状況や農地利用の継続性などを考えあわせると、農地法の対象となる農地ではないものと思われま</p> <p>すが、第 5 号議案のいずれの案件も、農地に該当しない「非農地」としてご提案いたしました。次のページに案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

議長	第5号議案の事前審査結果について、11番白塚幸二事前審査委員長から報告をお願いします。
11番	<p>それでは、第5号議案をご報告いたします。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりで、下館の案件については写真で状況を確認し、中村浜の案件については現地を確認しましたが、山林又は原野化し農地に復元することが著しく困難と認められることから、事前審査会ではすべての案件が「非農地」であるとして、承認相当と判断いたしました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第5号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質疑を行います。</p> <p>ご質疑願います。</p>
17番	<p>ちょっと聞きたいんですけど、中村浜地内の案件に対して。ここはパイロット地内のほ場なんでしょうか、それとも除外地でしょうか。</p>
事務局	<p>パイロットの区域でございます。</p>
17番	<p>ということは土地改良区の処理も。</p>
事務局	<p>はい、土地改良区も事前に話をしまして。理事会にかけていただいたみたいで、それで良いということになりました。</p>
17番	<p>はい、わかりました。</p>
議長	<p>ほかに質問等がないようなので、これより採決をいたします。</p> <p>第5号議案については、事前審査委員長報告のとおり非農地と判断することに、ご異議ございませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議・なしの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、第5号議案は非農地と判断することに決定いたしました。</p> <p>次に、第6号議案「農用地等の交換分合計画について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第6号議案を説明します。</p> <p>議案書10ページをお願いします。</p> <p>この案件につきましては、胎内川沿岸土地改良区から10月6日付けで、苔実地区におきまして、農地を集約するための交換分合計画を定めたので、当委員会の同意を得たい旨の依頼があったことから、皆さまにお諮りするものであります。この同意は、</p>

	<p>土地改良法第 99 条第 3 項に定められた法定手続きでありまして、土地改良区が定めた交換分合計画を県知事に対して認可申請する際に必要となるものであります。</p> <p>13 ページをお願いします。こちらが交換分合計画図であります。着色された部分が交換分合の対象となる農地でありまして、図面の上半部分がアクセス道路、太線に囲まれたところがほ場整備事業の除外地となります。</p> <p>11 ページをお願いします。11 ページと 12 ページにつきましては、交換分合計画総括説明書でありまして、対象者や対象面積が記載されております。権利者につきましては 25 世帯の 31 人、対象面積につきましては 127,317 ㎡、ここに記載はありませんが所有権移転の時期は平成 30 年 1 月 10 日であります。12 ページをお願いします。左から 5 列目の「交換分合により失い又は消滅する物件、権利」と右隣の「交換分合により取得又は設定される物件、権利」につきまして、農地の所有者が所有権を失う地積の合計と所有権を取得する地積の合計はいずれも 127,317 ㎡、設定されていた賃借権及び使用貸借権が消滅する地積の合計が 52,102 ㎡、賃借権及び使用貸借権が設定される地積の合計が 53,482 ㎡であります。</p> <p>次に、交換分合計画を審査する項目につきましては、同一の権利者が取得する農用地の面積と失う農用地の面積を比較して 2 割以上の増減がないか、超える場合は同意を得ているか、権利者会議を開催し、出席者の 3 分の 2 以上が交換分合計画に賛成しているかなどであります。これにつきましては、世帯番号の 1 番と 22 番が増減 2 割を超えておりますが、同意書が添付されておりますし、書面議決により権利者全員が計画に賛成しております。</p> <p>以上、本計画は土地改良法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第 6 号議案の事前審査結果について、11 番白塚幸二事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
11 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりで、権利者全員が計画に賛成していることなどから、事前審査会では同意相当と判断いたしました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 6 号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質疑を行います。</p> <p>ご質疑願います。</p>
3 番	<p>はい。ちょっと聞かせてください。これを見るとお金を払う人ともらう人という感じで、精算金が発生しますよね。これは一括の精算なのか。</p> <p>あと、今回これで同意が通って工事がはじまると思いますが、工事内容、いつから工事が始まっていつ出来上がるのか、そういう情報を知りたいのでお願いします。</p>
事務局	<p>お金は納入時期が決まっていたので、一括だと思えます。</p>

議長	小熊委員、何かわかったら。
17 番	登記終了前、手続きをやる時に支払ってくれという話で、その日にちはまだはつきりとは。一応、1月末の予定だったんだけど。
3 番	それは仮に、その時金の動きが完全に出来上がらない場合は中止なんですか、それとも延長なんですか。
事務局	1月10日が所有権移転の時期なんですよ。それはもう決まっています。お金はその後だったはずで、所有権は動きます。
議長	動くの。
事務局	はい、それが先です。 お金の時期はですね
3 番	もうその件は良いです。納得しました。
事務局	工事はですね、交換分合計画とはまた別のほ場整備の話ですので、詳しくは聞いていませんが、小熊さんご存知ですか。
17 番	予定では30年度後半に、予算が付けば着手したいというようなことなんだけど。予算の関係しだいですので、ここではっきりしたことは言えません。
3 番	はい。わかりました。
議長	内容的に、緒形さん全部わかっているわけなんだが。
15 番	31年ごろ、予算が付いて着工したいという話です。
3 番	何年ぐらいかかる。予算しだいか。
17 番	予算しだい。
議長	その他ありますか。
	(質疑・なしの声)
議長	質疑がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第6号議案については、事前審査委員長報告のとおり同意することに、ご異議ござ

いませんでしょうか。

(異議・なしの声)

異議なしと認めます。よって、第6号議案については、同意することに決定いたしました。

以上で、日程第3の第1号議案から第6号議案までの審議を終了いたします。

これで、本日の全ての日程が終了いたしました。

これを持ちまして、平成29年10月の胎内市農業委員会総会を閉会いたします。

上記の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名します。

平成29年10月25日

議長 \_\_\_\_\_

21番 \_\_\_\_\_

22番 \_\_\_\_\_